

六月十七日(第百廿四日)

開議之散會時刻

午後四時三十分

出席議員は次の通りである

議席次	名	議席次	名	議席次	名
一	伊村春正	五	中山勝豊	九	岩崎盛三
二	岸本利美	六	花崎清善	一〇	安次喜盛信
三	佐藤莫祐	七	中里幸助	一一	稲嶺盛三
四	中山勝豊	八	中里幸助	一二	岩里敏行
五	安里良朝	九	松本利登	一三	柳原正賢
六	安里良朝	一〇	山本朝徳		
七	峰間健二郎	一一	山本朝徳		
八	花崎正次	一二	天久登雄		

欠席議員は次の通りである

三番 伊佐真一

四市町村自治法第七十條の規定に依り會議事件説明のため出席し者口次の通りである

村長 伊村春勝 財政課長 当山全喜

助役 莫屋莫徳 經濟課長 澤崎安一

収入役 伊村春松

五會議事件は次の通りである

議案第三七号 五九年度歳入歳出追加更正算(可決)

陳情第六号 区長待遇改善陳情について(採決)

村長諮詢第六号 村有地(旧農糧倉社敷地)の管理方法について(撤回)

宜野湾村役所

六、議事日程の次通りである(書記として湖流を代わった)

日程第一 議案第三七号

日程第二 陳情第六号

日程第三 村長諮問第二号(撤回)

七、會議の顛末

副議長 中野村長三十分開會宣言

出席議員二十七名であります。よって市町村自治法第五十五條の

規定により議會は成立致します。唯今より開會致します。

一、審 日程変更の動議を提出致します。

スクラップ向題は直に結論を述べたい事口困難であります。又

重要なる予算案が残っております。スクラップ向題は継続

審議として予算案を先にしたい。動議を提出する。

賛成と唱う方あります。

副議長 唯今の動議は成立致しております。

休憩をします(午後二時四十分)

再開をします(午後二時四十分)

討論をお願いたします。

スクラップ向題は討論の段階まで行って、おさうで、これをどう

七と、おさしめさうかと、又年度内に予算を成立させる見通しかあ

れば賛成である。

二、審議員十八名出席(出席者報告)

副議長 休憩を致します(午後二時四十分)

宜野湾村役所

副議長	再南を致しませす(平本士時)
一七番	賛成致しませす
二〇番	賛成致しませす。当局とは自治法に基づき親戚とありし 又その問題以後に廻るとし早く年度に成せさせたり
副議長	昨日唯今の日程変更の動議は異議ありしと認めざるやうか。 異議ありしと唱えりあり
副議長	御異議がらうで、日程変更せざることに決意致しませす。
議	議長と交成致しませす。議案の審議が終つたうで 議長と交成致しませす。
議	休館を宣す(平本士時一五分)
ハ 番	再開せ置す(平本士時二〇分)
議	先議會で総務審議委員會に付託にりしに、已長待過改善 陳情のうけ、付託された案件は当然審査すべしと思ひますか。 その案件予算とも関連し口数がなく、委員會を南催するとは まじ日教ががらうで、その案件は本會議で処理せられた方が 當てはらふと思ひます。本會議に際し動議を申しませす。
議	賛成と唱えりあり
議	唯今の動議は成り致してあります。
議	昨今の都合で本會議へりうす動議に対して、全員異議がら りありしと認めざるやうか。
議	異議ありしと唱えりあり(五分)

宜野湾村役所

議	長	御翼議から様々あります。本會一致で決定致します。
		日程の報告を致しませう。
		二七日 五九年度追加予算案、正長待遇改善陳情案
		二八日 婦人會より陳情案 一救買向、終り芽、予算審議に入る
		二九日 予算審議 今朝迄長です。
		三〇日 予算案、審議 以上申し上げて日程の報告を致しませう。
議	長	日権第一議案第三七号、五九年度追加更正予算案を打議致しませう。(書記も一朗読せしめませう)
		提案者の御説明願ひませう。
助	役	追加額三〇口政府の方針に依りまして緑化運動がおまして、二〇方は政府の恩恵に打ち事業入りしてせりませう。
議	長	質疑疑問はありますか。
一〇	番	お前の、二エールとありませうが、それ口終ったことはどうおありませうか。各村で口並木の植まらぬやうな、村と一口はどうか。
助	役	反有村に対する補助があり、道路二つ、口従来の並木松と考慮しておりました。宜野湾村の場合、道路がありませう。
		政府の方が軍に接済するところと下おりました。未だ何も受けてはいない事、度日出るやうな、来年度口や行なはな。
一七	番	どう言ふ村の苗木の種類は、何本位か。
助	役	三〇本位です。主体は日本松、赤松、木、杉、松、栗、をあげる。
一〇	番	二〇の補全日政府から分。
助	役	日権事業完了の分。

宜野湾村役所

一	番	この政府補助金ですれに種まらけられたと。質疑打切りの動
		議 長
		質疑の如く様でござりまする。質疑打切ります。
		討論を願ひます。
一〇	番	これはすれに事業完了のりやうで。並野清村と並木道が一日
		も早くもとの並木道に出来のりやう希望を啓成します。
		他の意見がござりまする。認めて討論を打切ります。
		御異議がござりまする。認めて原案通り決定致したと思ひますが。
		異議なしと唱へらるり。
		御異議がござりまする。御承知を願ひます。議案第七号、五九年度
		追加更正予算案と原案通り可決決定致します。
		日程第二陳情第一大号、局長待遇改善陳情がご長會よりなされお
		まか不職で受難致と存じますので、処理方法についてお諮りします。
		休憩を致します。(午後二時四十分)
		再開致します。(午後二時四十分)
		採擇を願ひます。御見当願ひます。
		身分関係、採擇問題、二つに分けてやりますので、どうか。
一七	番	現在ご長が最優と最高が俸給額はどうか。
		現在最優が(三七〇〇円) 最高(四二〇〇円) 本年度の訂正は
		場合最優(三三〇〇円) 最高(四七〇〇円) にはなっております。
八	番	ご長の陳情書に於て、又その通りの陳情を受け取る方がどうか。

宜野湾村役所

議 長	休職を致します(平右衛門時五分)
〃	再南を致します(平右衛門時)
一七 番	部落落のり受けて居る額を調べられり。
助 役	調べられり。そまの外は全部受けておると思ふ。
一八 番	額にうそは各部落別々で、あつ時分の話で口当時、村長より大まかに南を致します。
議 長	書記をおのり下、五五五可位、何と云へば(平右衛門時)
一八 番	正長の勤務時間口と水位が、
村 長	彼州の各課の通知書、終て部落の正長に、行とう下、一定の時
〃	口知されり。
ハ 番	普通通の事務員がや場合、一日とればか、
村 長	各課に職員が居る、平右衛門が、
〃	かや、おのり、
〃	部落は、村長以上に忙しく、思ふ、又精神的に苦勞が
〃	大い。
議 長	休職を致す(平右衛門時五分)
〃	再南を致す(平右衛門時五分)
一〇 番	身分の問題、自治会では出来ぬ、俸給の問題、陳情書を送り、
〃	条例も改正し、
〃	議の時にや、
議 長	休職を致します(平右衛門時五分)
〃	再南を致します(平右衛門時五分)

議 長	では御異議がござりまする下、本會一致で採決決定 致します。
ク	唯今一時三分でありますので、早う日程は二以下終ることに 致します。午後は三時より再開致します。
ク	休憩を致します。(午前三時三十分)
ク	再開致します。(午前三時三十分)
二 番	七番議員より青年會の向題で、本會が行過ると言いつて おられます。本會の決定で本會議で議決してもらいたいので、 その辺を確認してもらいたいです。
議 長	休憩を致します。(午前三時四十分)
ク	再開致します。(午四時一分)
ク	唯今四時五分であります。時間延長ともう少し継続します。
ク	先ほど提案された村長諮問第一号、村有地(旧食糧公社敷地跡)の管 理方法案に付、灯し利欲の通り諮問案に撤回承諾願いがござり ます。左様取訂を良いでせうか、お諮り致します。
ク	理由としては総合的に、本會期は短くして、二六撤回して各自の 研究を願いたいです。
議 長	本會一致で撤回承諾決定致したと思っております。
ク	異議なしと唱うるのあり。
ク	では御異議がござりまする下、本會一致で諮問第一号 村有地(旧食糧公社敷地跡)の管理方法案に撤回承 諾決定致します。

宜野湾村役所

	<p>議 長</p> <p>議案の大意は、期間、切迫しており、明日、日曜日で はありませぬが、議會を閉會することに致しませぬ。本日、日程がこれ下 り終了致しませぬ。各自研究を願ひませぬ。明日、日曜日に 明日、日曜日に、午後、開會致しませぬ。休會しませぬ。 (午後四時三十分) (午後四時三十分)</p>